

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
令和2年度 第1回専門部会（就労支援部会）次第

日 時 令和2年7月27日（月）
午後3時から

会 場 市役所2階 中会議室1、2

1 開 会

2 内 容

- (1) 委嘱状等の交付について
- (2) 委員の紹介
- (3) 部会長及び副部会長の選出について
- (4) 新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取り扱いについて
- (5) その他

3 閉 会

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会

専門部会 就労支援部会 委員名簿

令和2年7月3日現在

氏名	任期	選出区分	選出団体等
池田 実代	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センターのぞみ
金澤 敏行	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市心身障がい者福祉作業所
柄澤 隆一	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	障害者就業・生活支援センターはーとふる
北川 綾	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田市社会福祉協議会
金城 和子	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	中核地域生活支援センターのだネット
工藤 達	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	就労サポート・のだ
佐藤 大志	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	ウィズパートナー
霜田 隆希	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	総活躍 野田
田中 大介	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	株式会社ホップ
千久田 久美子	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	指定多機能型事業所つばさ
内藤 鉄也	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市関宿心身障がい者福祉作業所
並木 徹	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市障害者基幹相談支援センター
日向 直子	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市立あすなる職業指導所
藤井 美智子	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センターきらり
藤澤 洋一	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	地域活動支援センターさくら
宮野 洋子	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	就労継続支援B型「紙ふうせん」
小俣 文宣	R2.7.3から R4.3.31まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会
藤井 周	R2.7.3から R4.3.31まで	関係行政機関の職員	千葉県立野田特別支援学校
田中 徳寿	R2.7.3から R4.3.31まで	関係行政機関の職員	野田市商工観光課

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
令和2年度 第1回専門部会(相談支援部会) 席次表

日 時 令和2年7月27日(月)

午後3時から

場 所 市役所2階 中会議室1・2

部会長

池田 実代委員

金澤 敏行委員

柄澤 隆一委員

北川 綾委員

金城 和子委員

工藤 達委員

佐藤 大志委員

霜田 隆希委員

田中 大介委員

千久田 久美子委員

並木 徹委員

日向 直子委員

藤井 美智子委員

藤澤 洋一委員

藤井 周委員

田中 徳寿委員

事務局

事務局

1 委嘱状等の交付について

野田市では、障害者総合支援法第89条の3（協議会の設置）の規定に基づき、障がい者への支援の体制の整備を図るとともに、障害者差別解消法第17条（障害者差別解消支援地域協議会）の規定に基づき、差別解消の取組を円滑に行うため「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会」を設置。

さらに、複雑、多様化する障がい者施策に対応するため、関係機関等との連携機能の強化や情報の共有、問題への対応等を協議するため、実務者により構成された4つの専門部会（相談支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会）を設置し、本会である協議会へ協議結果などの報告を行い野田市の障がい福祉の向上を図ることを目的としています。

本専門部会の委員選任の経緯について

「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱」

第7条 専門部会

- ・本会の委員のうちから会長が指名した者
- ・委員の推薦に基づき市長が委嘱した者
- ・職員のうちから市長が任命した者

事前に各所属団体より委員の推薦を頂いた各専門部会の委員案について、本年7月3日に開催された野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会において決定されたもの。

委嘱・任命期間 令和2年7月3日～令和4年3月31日

2 委員の紹介

別紙 就労支援部会委員名簿のとおり。

なお、委員名簿及び会議録については、野田市ホームページへ公開の対象となっています。

3 部会長及び副部会長の選出について

本部会における部会長及び副部会長を選出するもの。

部 会 長	
副 部 会 長	

4 新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取り扱いについて

- (1) 在宅でのサービス利用を認める
- (2) 在宅と通所を組み合わせた支援が可能

※ なお、在宅で支援を行った際は、必ず支援内容を記録してください。
(野田市ホームページに添付されている支援記録を参考にしてください。)

- (3) 年度内で利用期間が終了する就労移行支援利用者の最大1年間の更新

5 その他

事例検討や情報交換等、ご意見がございましたら、提案いただきます。

6 今年度の開催予定について

令和2年度 就労支援部会開催予定

第1回	7月27日(月)	午後3:00	中会議室1、2
第2回	11月18日(水)	午後3:00	中会議室1、2
第3回	2月15日(月)	午後3:00	511会議室

定期開催の他にも必要により、部会長との協議の上、臨時的に開催する場合がございますので、当部会において協議したい内容や報告したい事案等がございましたら事務局までご連絡をお願いします。

事務連絡
令和2年6月19日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について
（第6報）

新型コロナウイルス感染症に係る就労継続支援事業の取扱い等については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）や「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（これまで発出した第5報までについて、以下「就労系事務連絡」という。）等において随時お示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応を行いつつ、今後も利用者に対して必要なサービスが継続的に提供される必要性を勘案し、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」（令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」（令和2年5月27日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）でお示ししている取扱いについて当分の間継続する旨等をお示したところですが、これに併せ、下記のとおり、就労系事務連絡でお示ししている取扱いに係る今後の対応方針についてもお示します。なお、本事務連絡の内容をまとめた参考資料を併せて送付しますので御活用ください。

各都道府県、指定都市又は中核市におかれましては、引き続き御配慮いただくとともに、市町村、就労系障害福祉サービス事業所等への周知をよろしくお願いいたします。

記

1. 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用については、就労系事務連絡等において、その柔軟な取扱いを随時お示ししていたところであるが、今後、年度内における取扱いについては、従前の就労系事務連絡の内容にかかわらず、次のとおりとする（別紙参照）。

- ・ 対象者については、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した場合に対象として差し支えない
- ・ 在宅でのサービスの提供に当たっての要件については、「「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について」（平成30年4月10日付障障発0410第1号）記5（3）にある、離島等に居住している在宅利用者に係る要件として差し支えない
- ・ 在宅と通所による支援を組み合わせても差し支えない

なお、改めて、在宅でのサービス利用については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に加え、障害者の多様な働き方を実現するための支援のひとつでもあることから、新たに在宅でのサービスの提供に取り組む就労系障害福祉サービス事業所に対しては、「在宅における就労移行支援事業ハンドブック」（※）等を参考に在宅利用を希望する者に対する適切なアセスメントの実施、効果的な支援のための個別支援計画の策定、在宅で実施可能な訓練メニューの充実等、在宅利用者に対して効果的な支援を行うよう周知を図っていただきたい。

（※参考）

「在宅における就労移行支援事業ハンドブック」（平成25年～27年度厚生労働科学研究「難病のある人の福祉サービス活用による就労支援についての研究」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000084414.pdf>

（関連事務連絡）

令和2年2月20日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」

令和2年3月9日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」記2

令和2年4月13日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」別紙1（Q&A）問3、問4

令和2年5月13日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第5報）」記1、別添1

2. 就労系事務連絡における上記1以外の取扱いについて

就労継続支援事業等における在宅でのサービス利用以外の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応を行いつつ、今後も利用者に対して必要なサービスが継続的に提供される必要性を勘案し、就労系事務連絡において別途期限を示しているものを除き、当分の間継続する。

(添付資料)

別紙 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る取扱い

別添 参考資料（新型コロナウイルス感染症への対応に伴う就労系障害福祉サービスにおける柔軟な取扱い（令和2年6月19日版））

就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る取扱い

現 行*1		現 行の取扱いと同様
利用者	現 行*1	現 行の取扱いと同様
利用者	<p>現 行*1</p> <p>離島等以外</p> <p>離島等</p> <p>(同左)</p> <p>・ 通所利用が困難で、 ・ 在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した場合</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る今後の取扱い (6/19就労系第6報記1)</p> <p>・ 在宅でのサービス利用を希望する者であって、 ・ 在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した場合</p>
事業運営等	<p>(同左)</p> <p>(①～④、⑦は同左)</p> <p>⑤' 訪問又は通所による評価を、電話・PC等による評価等に代替可</p> <p>⑥' 利用者の通所による評価を、事業所職員による訪問による評価も可</p>	<p>・ 運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記 ・ 指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出 ・ 支援状況を提出</p> <p>適切な在宅での支援が可能と市町村が認める場合には、要件の一部を適用しないなど柔軟な取扱いをして差し支えない (4/10就労系第4報QA問3)</p>
その他	<p>在宅と通所を組み合わせた支援可</p>	<p>在宅と通所を組み合わせた支援可</p>

*1 平成30年4月10日付障害発0410第1号「就労移行支援事業、就労継続支援事業 (A型、B型) における留意事項について」の一部改正について

*2 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る柔軟な取扱いについては、令和2年2月20日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」から随時示していたところであるが、今後、年度内に限り、就労系第6報に示した取扱いを基本とする

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う就労系障害福祉サービスにおける柔軟な取扱い（令和2年6月19日時点） 別添

共通事項

基本報酬の算定 当分の間継続	通所（又は対面）での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合等に於いて、利用者の居宅等でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同様のサービスを提供しているものとして報酬の算定が可能（2月20日付け事務連絡（第2報）*）
就労継続支援A型 基本報酬の算定区分 当分の間継続	*令和2年2月20日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」 前年度に代えて前々年度の平均労働時間を基本報酬の算定区分とすること等が可能（就労系第1、4報）
賃金の支払い 当分の間継続	生産活動収入の減少が見込まれるときには、災害その他やむを得ない理由がある場合と見なして、自立支援給付費を充てることが可能（就労系第1報）
経営改善計画の策定 当分の間継続	都道府県等が認める場合には、その策定の猶予が可能（就労系第2報）
暫定支給決定*1 今年度内	暫定支給決定期間内にアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合においても、できる限り実施した支援の実績等からサービスの継続等を判断すること等が可能（就労系第4報）
在宅でのサービス利用*2 今年度内	在宅によるサービスの利用の要件（対象者・事業運営）を一部緩和した取扱いなどが可能（就労系第6報）

就労継続支援B型

基本報酬の算定区分 当分の間継続	前年度に代えて前々年度の平均月額工賃を基本報酬の算定区分とすること等が可能（就労系第1報）
工賃の支払い 当分の間継続	新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、自立支援給付費を充てることが可能（就労系第2報）
就労アセスメント 今年度内	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市町村において就労面に係る課題等の把握がなされれば、就労アセスメントと同等として取り扱って差し支えないこと（就労系第4報）
在宅でのサービス利用	*2と同じ

就労移行支援

支給決定期間の更新 今年度内	年度内に利用期間が終了する者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であったこと等において、最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することが可能（就労系第4報）
暫定支給決定	*1と同じ
在宅でのサービス利用	*2と同じ

就労定着支援

基本報酬の算定 （月1回以上の対面支援） 当分の間継続	対面での支援を避けることがやむを得ない場合には、利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能（就労系第3報）
-----------------------------------	---

※ 上記は主だったものを簡略化して記載したものであるため、詳細は各事務連絡を確認いただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いに基づく支援記録

※本記録については対象者及び支援日毎に1枚ずつ記録を保存すること

事業所名 (サービス種類)		記録者名	印
支援実施日	令和2年 月 日	利用者名	
対応時間	時 分～ 時 分	対応手段	利用者宅 ・ 電話 ・ その他 ()
支援の内容 ※利用者・保護者から支援の要請があった場合のみ。			
具体的な支援内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者(保護者)から要請された具体的支援の内容 ・事業者が行った支援内容 			
健康管理(検温, 呼吸器系, 体調)			
体温: ℃ 呼吸器系: 異常なし ・ 異常あり 体調に関すること:			
<input type="checkbox"/> 上記支援については、通常利用と同じ利用者負担が発生すること について、利用者・保護者に説明し、同意を得たか。			

※1: 単なる欠席連絡(特段支援が不要との意向の場合)での対応は「欠席時対応加算」になります。

※2: 本支援記録を野田市に提出する必要はありませんが、後日市が確認させていただく場合がありますので、当面の間事業所での保管をお願いします。

※3: 当該支援は各種サービス費の基本報酬となるものです。通常利用と同じ利用者負担が発生しますので、利用者・保護者に対する説明・同意を必ずとってください。